

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
◇監査公告 昭和二十九年度各地方事務所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第二百二十四号
地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年度に係る各地方事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年六月二十一日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	近 藤 傳 一
同	大 西 節 夫

監査概評

地方事務所は県行政の第一線をなす総合的行政機関として極めて大きな機能を果しつつあるが今回中、西部地方事務所の監査に当つては、その事務事業の執行状況を深く検討するとともに既に県財政も極度に窮迫している現状からして経費の効率化を図りかつまた一面、その機能を最大限に發揮せしめるためには如何なる点に運営上の隘路があるか等についてまた東部地方事務所については多年の懸案により近く廃止されるので特に事務事業の引継準備及び整理状況は完全に行なわれているがなど、それぞれ重点を置き実施した。その結果結論的には地方事務所自体において総合的行政運営に種々考究改善を必要とするものが多々あるが、それとともに本庁における主管各課の地方事務所に対する態度並びに措置等について眞摯に反省を促す点が極めて多い事実は銘記すべきである。

よつて全般を通じ共通的事項を概括すれば次の通りである。

総務課関係

一 市町村行政指導監督を強力に実施すべき要を認め、即ち市町村行政運営に対する指導監督については毎回監査の際指摘要望している処であるが依然として不振である。もつともこれは合併促進及び選挙関係事務等に追われ実施困難の面は事情があつたことは認め、が極力創意工夫をこらし一層努力されたい。なお合併町村の育成強化の見地から諸事業並びに起債等は優先的に実施するよう関係当局の考慮を望む。

二 事務委任並びに機構調整について根本的検討を要すべきものがある。即ち各所とも相当数の定員増加の要望もあるが、これらはすべて本庁と地方事務所間における機構及び事務配分等について調整改善を必要とするものが少なくない、特に条例定数により欠員不補充を堅持しているので、その反面臨時的任用職員を起用しているが任用職員の事務は、何等定数内職員と異なることなくむしろ条例定数を根本的再検討すべきである。また第一總行政機関としての特質を生かして最も効率

的業務を行なわしめるには全般を通じて事務の再配分を行い適正規模による能率的、合理的な配当定数を定めるよう考究されたい。また本庁各課がそれぞれの方針に基き事務委任が行なわれているが中には事務委任に関する予算的措置等についても充分考慮してないものがあるのでこれらの点について主管当局は早急実情を調査し充分配慮されたい。

三 予算科目の簡素化と令達の適正化について考究すべきものがある。科目の簡素化は技術上相当困難の問題であるが、現状は本庁各課にわたつて数多くの科目を配分している関係まことに繁雑であるので経常的経費は科目をでき得る限り一元的統一を計る必要がある。

また各課の予算令達については逐次改善してきているが中には未だ配慮に欠けているものもあるので財政効率の面から計画的予算執行を容易ならしめるために財政当局は各課と協力し、その合理化を図るべきである。

民生課関係

一 社会福祉業務の推進に当り課内事務機構特に人的経

費について根本的改善が望ましい。即ち現機構による社会福祉主事及び福祉司の担当ケース量の過重によつて一部無資格者に担当せしめ巡廻訪問指導に当らせた、り、内部事務に追われ本来の訪問指導が二義的に陥つて、いる傾向が強い。またこれらの活動経費についても充分とは認め難く困難を極めて、いる実情であるので課内の人事機構の調整は勿論のこと関係当局においても適正な人員配置と予算的措置について充分配慮し、効率的活動に精進せしめるよう努力されたい。

経済課関係

一 経済関係業務については唯単に事務の取次機動的存在に陥つて、いる傾向にある。即ち農業、商工、畜産、水産等果民と直結した主要施策であるにかかわらず、人的、予算的措置が不十分であるため現状においては第一線行政機関でありながら総合的な計画または指導に支障をきたしている面がある。特に折角の技術関係職員が内勤事務に忙殺し、現地指導が二次的となつたり、その他農業技術指導にしても普及員は本庁直轄で

あつて事務所との連絡が稀薄であつて地方事務所の立地条件を考慮した総合的農業振興方策の実施と遊離している憾がある。いづれにしても経済関係業務は地方事務所が管内の立地的特殊性を發揮し、如何により計画をもつて、それを理解し実現せしめることは主管当局であるので関係当局はこの事実を充分考慮して第一線行政機関に対する総合的運営に眞摯な措置と配慮を望む。また農業協同組合の指導育成については山林関係部門において森林組合に関して記述している通り一層の指導方策を徹底する如く処置すべきである。

農地課関係

一 農業土木工事に對する指導監督に一層努力すべきである。特に耕地事業はすべて助成工事であるにも拘らず指導監督に當る職員が不足し、設計等内部事務に忙殺して現地指導が二次的になり不活潑の面がある。また事業内示の遅延により著しく着手が遅れているものがあるが果当局においても早期に内示を受け指令前においても着手せしめるよう考慮が必要である。なお監

査当日完成工事に對する現地検査未了のものが相当あつたのでこれらの早期検査について努力された。

の指導について一層徹底を期するよう創意工夫をこらし努力された。

山林課関係

一 森林組合の育成指導について根本的対策を樹立し強力に推進すべきである。即ち従来の指導方策は本庁並びに事務所で行つてゐるが特に常例検査については一部事務所に委任するほか、本庁が直接行い、その結果は事務所に通知してゐない向もあつて事務所が行う指導面と遊離する傾向が強いので、これらはむしろ検査権限を委譲し根本的検査陣容を強化するとともに予算的措施を講じ、検査並びに常時の育成指導に積極的に乗り出すべきである。

二 森林土木工事の施行については一層工事の設計及び監督の徹底を図り施行の万全を期すべきである。特に本年度治山、林道工事は一部を除き完了してゐたが、完了工事に對する現地竣工検査未了のもの或いは手直し個所を命じたまま放置してゐるもの、設計書と施行法が變つてゐるもの等、遺憾の点も少くないので常時

三 造林検査について慎重を期すべきものがある。本年度造林計画面積は予定通り確保し、造林を行つてゐるが面積の広汎と地域の不便等により相当困難の面は認められるが確認検査は一般に形式的検査に陥る傾向が強い。中には樹苗購入本数で確認してゐるもの或いは地区によつて抽出的検査に終つてゐるもの、甚しきは雪積中現地確認検査を行つた記録をしてゐるもの等遺憾のものがあつたので、いやしくも形式的検査に終つて威信を失ふることのないよう厳に留意すべきである。

料するので関係当局において検討を煩したい。

中部地方事務所

昭和三十年四月十二日 監査
十三

監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況
総務課関係

一 町村合併に伴う赤字町村の指導に所長以下努力してゐることは結構である。しかしながら法施行前合併町村に對する再建整備指導等についてはなお一層努力されたい。なお知事勸告案に基づく合併の完全実施についても一層努力を要望する。

二 経理事務については計数的には正確に処理してゐるが事務処理上において考究改善すべき事項が少くないので創意工夫し事務の合理化を図られたい。なお次の点留意されたい。

1 共通的経費で総務課が取扱つてゐる需用費中義務

額が監査当日三十八万六千九百五十八円あるが、これを総合経理して予算残額と差引くと四万三千百十四円不足する結果となつていたので予算執行について慎重を期すること。

2 事業予算は各課で執行手続を行つてゐるが中には直接業者と契約後爾後において会計係に台議してゐるものがあつたので留意すること。

3 保護鳥以外の鳥獸飼育について承認を与えてゐるが、事務の簡素化の面から考究すること。

4 果實製炭傳習所における生産木炭の引継保管及び処分方法について嚴格を期すること。

5 狩獵免許手数料で年度区分の誤差があつたので整理すること。

民生課関係

一 課内機構の改善及び係人員の適正配置について考究すべきものがある。即ち社会福祉主事九人に対し、ケースを担当してゐるものは六人(内査察指導員二名を含む)と社会福祉司一人と計七人であり、担当ケー

スは一人平均一四二件で訪問過重となり無資格者にケ
ースを担当せしめている実情である。また内勤事務処
理に忙殺され予定訪問も困難の実情であるので事務調
整を行い事業の効率化を図るとともに社会福祉司の養
成に努力すべきである。

二 母子福祉資金の貸付事業については申請件数九二件
に対し許可件数七四件で百七十七万一千円を二十九
年度に貸付しているが、中部児童福祉審議会を経て県
重福祉審議会の審査の結果貸付を実施する関係で手続
きが相当遅延し効期を失する憾みがある。適期貸付に
ついて事務的処理の円滑を期すべきである。また貸付
台帳の整理が不十分である。償還計画の上から明確を
期して置くべきである。

経済課関係

一 中小企業の振興策は直接本庁で行つてゐるため当所
ではその対策も樹立していない。また火薬取締、無動
力漁船の登録取締を担当しているが、これも人員、経
費の関係で不活潑であるので主管当局は実情調査の上

善処されたい。

二 自給飼料の増産対策を二十八年度に引継ぎ施行中
であるが果費補助の抑制により地元負担が増高し進捗が
不振である。またこれらの現地指導が不徹底でその進
捗状況を充分把握できていないことは遺憾である。
今後啓蒙指導と併せ実地指導に努力を望む。

三 農業協同組合、農業共済組合の常例検査について一
層努力されたい。常例検査によつて指摘要望した事項
の措置並びに顛末が未確認である。また八橋、泊等果
樹協同組合との問題が複雑化しているので早期解決に
努力されたい。

四 漁業協同組合開拓農業協同組合の育成指導は不徹底
の面がある。計画的指導に乗り出すべきであつて、特
に開拓農協に対しては管農指導と併せて積極的努力を
されたい。

五 農業経営に対する各種技術指導は改良普及員が担当
しているため、当所としての強力なる方針対策は樹立
していない。即ち市町村自体は本省(県)よりの紐付

による各種事業を行う程度で地域に即応した農業生産
計画は樹立実施していない。また当所としても実情に
即した農業生産計画並びに実施はほとんど不可能の状
態で漸く雪害事業の一部事業である営農改善施設設
置、保温折衷苗代の設置奨励優良種苗の奨励指導主要
農産物並びに疎菜の生産競争等の展示共進会を行つて
ゐる程度であるので関係当局の考究善処を望む。

農地課関係

一 不振開拓地の振興対策は重点施策の一つで有機的連
絡により著々その実効を挙げているが萩原(開墾進捗
率三〇、五%)竹田、大谷(三七、五%)一向平(三
三、二%)真野原(六二、八%)の各地は全般的に不
振である。中でも特に萩原地区は極めて低調で憂慮さ
れるものがあり、抜本的対策をもつて振興を推進すべ
きである。

二 東郷池総合開発は前年度よりの懸案事業で実施中の
ものであるが計画の一環である橋津河河口改修に伴う
特殊調査を完了農林省に計画書を提出済であるが経済
効果、その他の面より認可に至つていないのでその促
進と実現になお一層の努力を望む。

三 開拓地建設四件、土地改良二件、農地保全一件、災
害復旧三七件(追加一七件)執行しておりその情況は
概ね良好であるが事業が完了しているにも拘わらず竣
工検査を実施していないのは遺憾である。

山林課関係

一 林業経営指導並びに技術普及に一層努力を要すべき
ものがある。即ち指導員は現在七名をもつて管内十森
林区を担当し、経営に當つては一森林区一指導員
の配置も困難で二名の臨時職員により漸く事務補助を
せしめているが内部事務に追われ本来の現地指導が消
極的である。また技術普及員は二名配置されているが、
これらの技術普及についても一層積極的活動を望む。
なおこれらの活動経費は十一月以降実費旅費未精算で

あつたので主管当局は早急善処すべきである。

二 保安林台帳を整備されたい。即ち現在保管している保安林台帳は大正年間に調製されたもので、その後の編入、解除等移動事項等が不明であつて管内の実情を把あくしてない。また中には不法伐採等行つていものがあるのでこれら台帳を整備し管理に一層万全を期すべきである。

三 森林組合の育成強化については積極的努力を要する。管内十六森林組合に対する二十九年度常例検査は本庁主務課が直接行つたものの措置顛末が当所へ通知してないため経営指導に困難の面があるがこれらについてはむしろ権限委譲し予算的措施を講ずるとともに第一線検査陣容を強化し強力で推進すべきである。また当管内は組合の強化策として従来の森林関係各種外かく、団体を統合し新たに中部森林協会を設立し三十年度より組合の育成強化を図るべく企画していたことは適切な施策であつて今後の活動に期待する。

四 県立公園指定に伴う施設完備に配慮が欠けている。

即ち三朝東郷地区は二十九年四月一日県立公園として指定されたがこれに対し予算を確保し遂次施設するよう考慮されたい。

五 県行造林台帳を整備されたい。従来から毎年県行造林を行つてゐるが台帳整備されてないことは遺憾である。なお地上権設定登記が著しく遅延し二十六年度施行分で未設定のものがある。また二十九年実施した五地区四七、四町についても僅か一地区(泊地区)のみ完了している状況で中には山林所有者が個人に亘つているため事務的には相当困難なものがあつて早期に設定するよう努力されたい。

六 造林検査について特に厳正を期されたい。二十九年年度造林面積は一、二七三町歩で計画より八五町歩上廻り施行しており、この中現在三〇%程度確認検査を完了し引継ぎ残余を実施中であるが、面積の広汎と地域の不便等により相当困難を生じているため中には樹苗の購入本数等により形式的検査に終つてゐるものもある。このため現地確認検査は厳密適正に執行し

やしくも形式的に陥り威信を失ふことのないよう特に留意すべきである。また補助金未決定のため検査が著しく遅延しているが、当初計画によるもので完了するのは随時検査を行うべきである。

七 森林土木工事の施行については一層工事監督の徹底を図り施行の万全を期すべきである。特に本年度治山治水工事は一部を除き完了してゐたが完了工事に対する現地竣工検査は未了であり、中には手直し箇所を命じた箇所も相当ある。また林道工事においてもほとんど手直しを命じている実情であるのでこれらの施行監督については一層努力されたい。なお工事台帳は早急に作成整備しておかれたい。

西部地方事務所

昭和三十年四月十九日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況

総務課関係

一 町村合併は他の管内に比べ実施がややおくれつたが、本年度は実現促進に鋭意努力し、その進捗状況は著しく向上している。管内町村数は勧告前五七箇町村が三一箇町村減少し監査時現在二六箇町村となつたが、勧告案の完全実施に一層努力されたい。

二 町村行財政に対する指導は町村合併及び選挙の関係職員不足(欠員補充せず長期間放置している)等のため計画通り実施できず僅か四箇町村(単獨二、県と合同二)に対して指導監査を実施した程度で不振である。今後は特に合併町村の指導のため、監査を徹底する必要を認めるので留意努力されたい。また合併に伴う事務引継の処理等に考究の余地があるものと認めたいが合併前の指導についても一層留意し遺漏のないようされたい。

三 予算令違は前年度に比し若干改善され、早期計画的執行をしていることは結構であるが、年度当初の経常的支出(通信運搬費、光熱水費等)に支障を來し立替

払している事例が多く見受けられるので、早期令達を県当局に望む。

四 歳入未収金の収納整理に努力されたい。特に民生課関係の償還金弁償金の収納整理については対策を樹て処理されたい。

民生課関係

一 授産場の経営指導について管内授産場は渡村及び日野村にそれぞれ一箇所宛設置されているが、これらに対する経営指導が実施していないので今後一層強力に実施されたい。なお渡村授産場の運営については授産の主旨に逸脱した運営をしているようであるので指導について一層配意を望む。

二 基地対策として遊園地、保育所並びに接客婦に対する啓蒙を実施しているが二十九年度に保育所を設置されたのみで遊園地の問題については中浜村はその機運に当来し財源的にも確保していたのであるが、境町に合併のため中止となつていたことは遺憾である。その実現促進について一層努力されたい。また接客婦の間

題については駐留軍減少に伴い種々問題があるがこれに關連して基地青少年の保護対策については考究善処を望む。

三 国民健康保険再建指導に當つては町村合併に平行し強力に再建促進に努力しているが既に合併した町村に対しては再建の機を逸し再建を阻害しているので極力その機運を醸成し再建指導に一層努力されたい。

四 母子福祉資金の貸付に當つては最も効果的にしかも貸付資金を有効的に使用むしむることが肝要である。また資金貸付台帳の整理は嚴格に手入をなし償還に便ならしめるよう配慮が必要である。なお母子相談カードの整理は不十分であるので相談記録等を明記し整理して置かれたい。

経済課関係

一 火薬取締は小口の醸受消費許可につき警察の实地調査票添付により審査を行い取締に努力しているが現地使用量の確認が不十分である。また大口数量の許可は総て本庁で処理しているが、小口と同様現地の確認が不活発であるので今後強力に確認するよう措置され

た。

二 農業協同組合の運営指導については再建整備組合を重点に努力しているが計画(四二組合)に対する実施は二十九組合で不振である。また指摘要望事項の指導確認が不十分であるのでその後の経過も承知していな。なお組合出資金の勸奨売掛金の回収促進貸付金の審査抑制と適時徴収等に留意しこれが健全運営に一層努力すべきである。

三 開拓農業協同組合に対する指導監督は実施していない入植者の困窮した営農指導を強力に実施するとともに育成指導についても計画的に励行されたい。

四 漁業協同組合に対する指導は直接本庁主務課が行い地方事務所は関与していない第一線の総合行政の面から権限移譲し地方事務所育成指導せしむることが効果的と考えられるので主務当局の考究を望む。

五 酪農振興に対しては乳価の下落処理工場の合併問題等で生産コストの引下げ飼料管理等の点で指導が行きづまつているが、これが打解策を考究し強力に推進す

ることが肝要と認めた。

農地課関係

一 農地交換分合(全県の八〇%)は土地改良法に基き二十九年度七月大和村外四ヶ村の指定を受け一、〇八七町歩実施しているが、これに対する登記事務が遅れているので啓蒙促進について努力されたい。

二 開拓地の営農自立について開墾の完遂は喫緊の要務であるが、現在五三二戸三三組合で三、五八九町七反三畝の総面積に対し開墾面積は僅か一、〇九一町七反四畝一八歩六九、五%に過ぎない状況であり、その推進に全力を傾注することが肝要である。

三 土地改良事業は二五地区のうち事情により一地区区止め、一地区翌年度繰越し二三地区を実施しているがこの中一地区区未完了工事のあることは遺憾である。また指令の遅延による関係上事業計画書の提出がおくれ勢い工事着手が遅延していることは見のがせない事実である。また土地改良区の意見調整に不的確の面もろかがわれその調整に相当苦慮している面があるので

工事の施行に当つて慎重を期し指導されたい。
山林課関係

一 林業経営指導については一環した指導方針を樹て積極的強力に推進を期されたい。即ち現地指導を容易にするため指導員を各所に駐在せしめて一環した指導方針がなく指導員個々の主観により、それぞれ経営指導を行つてゐる面がある。また勤務も担当区域によつて偏重してゐる嫌が少なくないので、これらは早急是正し積極的しかも効率的に活動せしむるよう留意されたい。

二 管内森林組合経営指導については積極的努力を要する。特に本管内は既設森林組合二十五組合の指導のほか本年度更に地区生産森林組合の設立指導を行い現在一八組合設立を見てゐるが、これらの指導に当つては既設組合との関連性があるので経営指導の一元化を図り積極的に努力されたい。なお二十九年既設組合中一〇組合に対する常例検査を計画し依頼を受けていたがこの中五組合を漸く完了した程度で消極的である。

三 狩獵関係取締りについては徹底を期されたい。民間から狩獵監視員二五名を委嘱し取締を行つてゐるが他管内に比しその件数は僅少であるので監視員を督励し一層取締強化を図り実効を挙げるべきである。

四 造林検査は一層厳正且つ慎重を期すべきである。本年度造林計画面積二、〇八〇町歩に対する実施状況は関係者の努力によつてほぼ計画面積を確保する域に達してゐるが、この確認検査は順調に執行し監査当日全体の八〇％程度完了してゐたが、中には雪積中検査を施行してゐる事例もあつたので確認検査に当つては一層慎重を期されたい。

五 果行造林台帳を整備されたい。毎年施行する果行造林に対する立木台帳は一応作成してゐるが地上権設定に伴う契約諸条項を明記した台帳は逐次整備して置くべきである。また地上権設定が遅れてゐるので早急設定推進に努力されたい。

六 森林土木工事の施行については一層監督指導の徹底を期されたい。工事関係技術職員は補助者を含め八名

であるが一部を除き工事監督の不徹底の面がある特に治山工事に比し林道関係助成工事に対する現場監督指導は監督記録がなかつたことは遺憾である。

渉外課関係

一 二十九年年度国庫経費一百三十六万余円をもつて現地に労務管理事務所を設置し近く本課が移転の運びになつてゐたが時期を失した憾みがある。また事務所の設置に伴う組織的機構は何等考慮されず従来の渉外課がそのまま移転する計画であつたが、移転後における運営管理特に事務的処理について種々考究すべきものがある。これらの点について遺憾のないよう留意されたい。

二 人事の適正配置に考慮されたい。当課の職員は課長以下一五名(内休職二名)と臨時職員六名であるが、労務管理事務の特殊性からして、自ら知識技能を有する人材の配置が望ましい、また現在通訳は病欠のため休職中で事務遂行上、支障を生じてゐる状況であるので関係当局はこれらの点について早急善処すべきであ

る。

東部地方事務所

昭和三十年四月二十五日監査
二十七日

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎

冒頭に述べた如く当所の監査は特に廃止に伴う事務事業の結末及びその状況について重点を置き、第一日は事務的処理の状況第二日、三日はそれぞれ各種工事に対する現地監査を行つたのであるが、その結果事務的には目下引継準備中であつたが、中には形式的整理に終つてゐるものも散見された。また各種工事関係については總体的に遅延しており現在未だ工事中のもの或いは完了工事に対する検査未了のもの手直し箇所を命じ、工事中のもの等が相当箇所ある。これらの継続中ものに対する引継については一層厳正に行ひいやくも引継後において各種問題の起らないよう引継及び継承関係当局は特段の

留意を望む。なお各課別にその状況を掲記すると概ね次の通りである。

総務課関係

一 当課の事務引継は一応整理しているが行財政事務が多く、引継準備に相当腐心しているが細心の注意を払う遺憾のないようされたい。特に町村合併促進については過去の経緯を明確にし、二重労力を費すことのないきよう特段の留意を望む。また会計事務についても債権債務の発生したもので未だ未処理のものが相当件数あり、現物出納については保管々理に不充分のため出納簿と現物が一致していないもの等があつて引継準備ができていない。形式的事務処理に終らず細部にわたりによく確認し、引継事務に万全を期されたい。なお監査当日在庫数が十三万二千余の郵券を保管しながら廃止を目前に控え更に多額の郵券十四万一千余円を購入し予算消化を図つていたことは適当でない。またこれが現物と相当額不突合であつたので調査し嚴重に引継ぎすべきである。

民生課関係

一 民生課関係事務事業の引継準備は一応実施しているが細部事項については目下整理中であつたが早期に完了し引継事務の万全を期すべきである。特に身体障害者台帳の整備、母子福祉資金貸付台帳の整理及び未收金整理並びに母子福祉資金貸付事業に対する事務で有効適期に貸付すべきであるにもかかわらず書類不備(借用証書未提出)のため五件(一五五、〇〇〇円)が未だ放置されている等事務引継の心構が緩慢であるで最大洩らさず事務整理を行い引継後の運営に支障を生ぜしめないよう特に留意されたい。

経済課関係

一 事務事業の引継書類は、一応整備しているが中には補助事業等継続中のものがあつて引継段階に致つていないものがある即ち農業協同組合の再検査指導及び設立認可事務未決保留のもの或いは農村振興施設、害虫防除財産関係採種圃設置等助成事業に対する確認事務について不備のものがあるのでこれらは引継後において

て問題の起らないよう一層慎重を期し詳細にしかも厳密に引継するよう留意されたい。

山林課関係

一 事務引継書類は一応完了しているが、中でも未完了工事及び造林関係確認事務はその引継限界について一層厳格を期すべきものがある。即ち未完了工事に対する指導監督の問題完了工事に対する竣工検査の未了のもの或いは手直し工事中のものが相当ある。また造林検査未確認のものが現在全体計画面積の二〇%程度残っているが、これらの引継については現実の姿で行うよう留意されたい。なお造林検査について形式的確認に陥つていく傾向があつたことは遺憾である。

二 果行造林に対する地上権設定は著しく遅延しており中でも昭和十六年度施行分で未設定のものが一件あり、このほか二十八年度以前のもので二二件もある、これらの引継については早急実地調査の上その結果を詳細に引継ぐよう留意されたい。

農地課関係

一 農地開拓、土地改良、災害復旧三係とも鋭意事務事業の推進をはかり引継書も一応整備しているが形式的な面があるので実情と現実に立脚した引継の明確と、その適正を期すべきである。即ち土地改良事業は継続事業一七地区のうち工事完了は、僅か三地区で手直したは二地区、手直し二、未検査二地区となつているが引継段階に致つていない。竣功検査、手直し検査等については極力慎重を期し継承する事務所に対しその結果を厳密に引継するよう留意されたい。

二 農地交換分合は四五〇町歩実施したのであるが、登記事務の進捗等重要事項の引継が明確でない。また前年八ヶ町村実施に対して二ヶ町村のほか着手していない実情も引継ぎ円滑な運営をはかるべきである。

三 入植者の自立態勢の確立については鋭意引継に留意しているが電気導入住宅問題入植者の開拓意欲並に環境調査による国有地の売渡等重要問題がのこつているのでこの点主管当局の善処を望む。

各種工事関係

一 山林農地各課所管の事業は実地監査の結果過去に指摘した事項が改善されず工事等の適正執行を期し難いものが見受けられるので主管当局は勿論のこと継承する事務所においても早急に改善の方策を樹てるべきである。監査の結果及びこれに対する意見の概要を掲げると概ね次の通りである。

1 年度内に未完成の工事が多く見受けられるので早期完成に一層配意されたい。公共事業は県当局において早期に内示を受け、指令前においても着手せしめるよう考慮すべきであるが遅延工事の中には、地元の複雑な事情に困り進捗を阻害しているもの施工中に被害を受け完成の見透困難なものがあるのでこれらについては所長または課長若しくは事務を継承する事務長において検討を加え早急に完成を図ることが緊要と認められた。

2 工事の施行主体及び施工者の選定に検討の要が認められる。果営事業は関係町村または森林組合等利

害関係団体を請負に附し、団体営事業にあつては直営または請負として施行しているが、相当の技術を要しまたは施工困難な工事に対して施工技術、器材等不十分な団体をして行わせているのは適當でないので一定の資格要件を具備する建設業者に施工せしめ重点的に監督を徹底するよう改めるべきである。また職員不足のため困難が伴うけれども重要な工事は県直営として施工することも考慮されたい。

3 工事の設計に検討すべきものがあり、監督指導の徹底については根本的に考究すべきものと認められた。工事中の箇所はほとんど例外なくコンクリート工事が施工粗雑であつたことは遺憾である。果営工事団体管工事を通じ現場監督が徹底し難いことは、機会あることに指摘し、技術者の不足に対する当局の考慮を促したのであるが、依然として措置されずむしろ果職員定数縮減の基本方針によつて益々困難を加えつゝあるが一面監督員及び検査員の責任觀念の問題が重要な要件である。人員不足のため監督不行届

の随性に馴れ当然のように自認している傾向がうかがわれるが、担当者の自覚を促がすとともに県首脳部においても工事の適正執行について根本的に検討対策を樹てられたい。なお山林農地等の関係事業は僻地に散在しているため機動力現地滞在制度等特別の考慮を要するで併せて考究されたい。